

物件調書

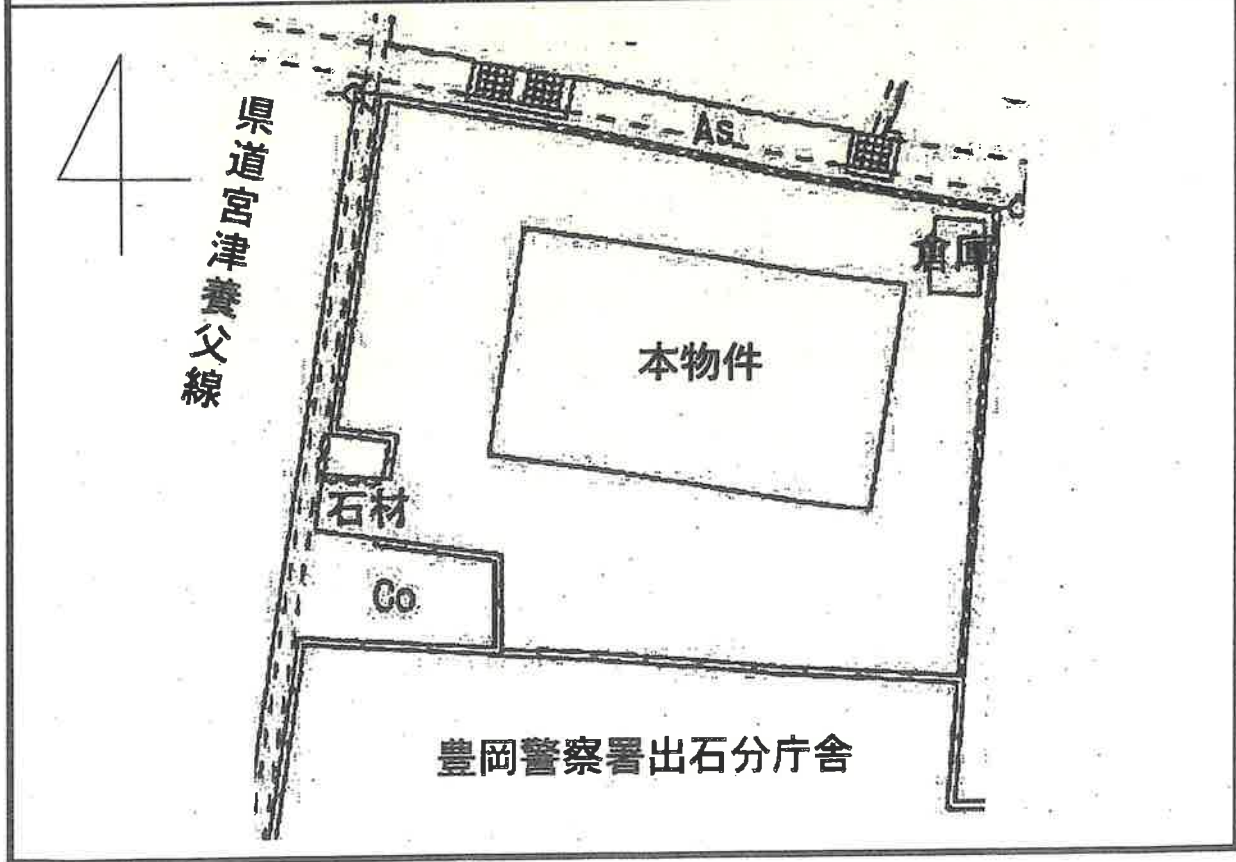
【土地】

所在地	豊岡市出石町小人字山椒畑169番5							
実測面積	289.33㎡	地目	宅地	形状	ほぼ正方形			
公簿面積	289.33㎡							
最低売却価格	2,114,000円							
接面道路の幅員及び構造	西側 県道宮津養父線 幅員約12m (歩道含む) 舗装有り 高低差無し							
法令規制	都市計画区域	非線引き都市計画区域	用途地域	無指定				
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高度地区	—	防火地域	—				
	文化財保護法	「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当しない						
その他の規制	土砂災害警戒区域(土石流)「土砂災害防止法」 河川保全区域「河川法」 「豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続きに関する条例」(市開発条例) 「豊岡市景観条例」 「兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例」(県緑条例)							
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	—				
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR豊岡駅 北西	〜	約11.5km				
		JR江原駅 西	〜	約8.9km				
	バス	全但バス 出石警察署前	バス停	〜	約50m			
公共施設 (現地からの直線距離)	豊岡市役所	本庁舎 北西	〜	約11.2km				
	"	出石支所 西	〜	約1.2km				
	弘道小学校		北東	〜	約1.7km			
	出石中学校		北西	〜	約1.7km			
供給施設の整備状況	電気	可	上水道	可	下水道	可	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。							
参考事項	1 開発許可、建築確認、景観等に関して詳しくは、豊岡市都市整備課 (TEL 0796-23-1712) 及び兵庫県豊岡土木事務所まちづくり建築第1課 (TEL 0796-26-3757) までお問い合わせください。							
	2 土砂災害警戒区域等、河川保全区域などに関しては、上記土木事務所管理課 (TEL 0796-26-3741) までお問い合わせください。							
	3 当該敷地には上下水道の引込管 (メーターを含む) が在りません。新たに設置する場合には、市への加入金やそれぞれの工事に係る費用が必要になります。詳しくは豊岡市上下水道事務所 (水道課 TEL 0796-22-5377 下水道課 TEL 0796-22-1802) までお問い合わせください。							
	4 平成16年10月の台風23号により出石川が氾濫、当該住宅は床上浸水 (約40cm) の被害を被りました。なお、その後兵庫県による河川改修工事 (平成16~19年) が行われています。							
	5 最低売却価格は、土地の更地価格から建物及び工作物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。							
	6 地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。また、今後も県ではこれらの調査を実施しないほか、同調査費用の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等に応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。							
	7 当該敷地及び建物内の残置物は、全て現況のまま引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等はいりません。							

案内図



明細図



物件番号 I 20

物件調書

【建物】登記有り

所 在	豊岡市出石町小人字山椒畑169番地5
家 屋 番 号	169番5
種 類	居宅
構 造	鉄筋コンクリート造かわらぶき平屋建て
床面積（延面積）	73.55㎡
建 築 時 期	昭和58年9月8日
閉 鎖 時 期	令和3年3月31日
工 作 物	囲障、門、築庭
参 考 事 項	1 建物、付帯設備及び工作物等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えられます。このため、建物内の各供給設備（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については未調査により不明です。建物及び付帯設備、工作物等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については落札者の負担と責任において行ってください。
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備、工作物等に関する欠陥についての責任は一切負いません。
	3 建物内や敷地内に、照明器具、冷暖房設備、物置等の残置物がありますが、落札者において処分してください。
	4 当該住宅の「アスベスト調査」及び「耐震診断」の記録の存在は判明しませんでした。



全景(南西側)



全景(北東側)